

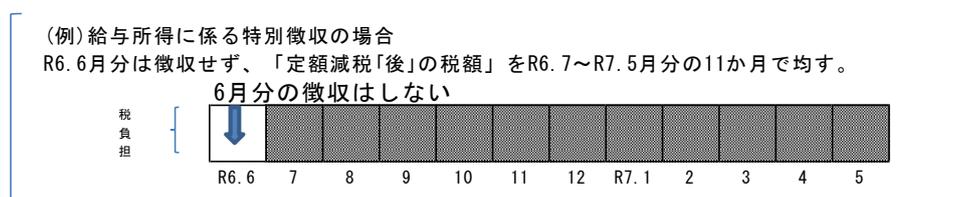
令和6年度税制改正（案）について

「令和6年度税制改正の大綱」については令和5年12月22日に閣議決定され、これに基づく地方税法等の一部を改正する法律案が令和6年2月6日に国会に提出されました。そのうち市町村税に関する主な概要は以下のとおりです。

1. 個人住民税関係

定額減税

- ・令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減額を実施する。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。
- ・減額は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら各徴収方法に応じ、実務上可能な限り早い機会を通じて行なう。



- ・ふるさと納税の特別控除上限額（所得割額の2割）等について、定額減税「前」の所得割額とする。
- ・定額減税による個人住民税所得割額減収額は、全額国費で補填される。（本町の減税影響額は189,000千円程度を見込む。）

2. 固定資産税関係

固定資産税（土地）の負担調整措置

- ・宅地等及び農地の負担水準措置について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置を継続する。

3. 譲与税関係

森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し

・これまでの、譲与税の活用実績を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（現行：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（現行：3割）とする。

[現行]

5割：私有林人工林面積
2割：林業就職者数
3割：人口



[見直し案]

5.5割：私有林人工林面積
2割：林業就職者数
2.5割：人口

4. 今後の予定

- 3月末
- 6月議会

税条例等の一部を改正する条例専決処分
税条例等の一部を改正する条例専決処分報告